

## 4 開発行為等に係る警察署との事前協議システム

(平成7年4月1日施行)

### 1 事前協議システムの目的

大量の交通が集中発生する大規模建築物の建築等は、その周辺の道路交通に与える影響が大きいため、その結果として発生するおそれのある交通事故や交通渋滞を、開発行為等の計画段階で当該所轄警察署長と協議、調整することにより、防止及び軽減すること。

### 2 事前協議対象

平成7年4月1日以降受け付ける開発許可に係る事前相談（次のいずれかに該当するものに限る。）について行う。

- (1) 敷地面積 500 平方メートル以上の大規模小売店舗
- (2) 敷地面積 2,500 平方メートル以上の配送センター、レジャー施設（スポーツ施設を含む。）、卸売市場、ホテル、事務所、病院等の業務用施設で、大量の道路交通の集中、発生が予想されるもの
- (3) 開発区域の規模が 1 ヘクタール以上のもの

### 3 事前協議方法

事前協議については、開発事業者等が当該所轄警察署交通総務課と直接行う。

### 4 事前協議に係る開発許可担当部局の対応

開発許可担当部局は、開発事業者等から開発行為等の計画についての事前相談を受け、当該計画が本事前協議の対象であると認められる場合は、別添案内を開発事業者等に配付するとともに、当該所轄警察署の教示を行うものとする。

(別添案内)

#### 開発を計画されている皆様へ

一定規模以上の開発にあつては、交通処理について管轄警察署との事前調整（協議）をお願いします。

##### 《調整の趣旨》

開発に伴い、建設された諸施設への交通の集中発生により周辺道路では

- ・ 駐車待ち行列、駐車場不足による違法駐車
- ・ 出入り口の位置不適切による交通事故や渋滞の発生
- ・ 荷捌場を設置しないことによる路上での荷捌等によるトラブル

などの交通上の諸問題が発生している現況にあります。

このため、事業者の皆さんに交通処理に関して、警察署と事前調整し交通上の影響を最小限度に留め、人と車が安全、快適に共存できる道路、交通環境を形成しようとするものです。

##### 《調整対象規模》

- 1 開発区域の規模が原則として 1 ヘクタール以上 の開発行為

（都市計画地方審議会に付議される案件を除く。）

ただし、次の開発行為を伴う建築物については、次の敷地以上

- ・ 大規模小売店舗 敷地面積 500 平方メートル以上

- 2 その他

大量交通の集中・発生が予想される業務の用に供するものと知事が認める

- ・ 配送センター
- ・ レジャー施設（スポーツ施設を含む。）
- ・ 卸売市場
- ・ ホテル
- ・ 事務所、病院等

で、敷地面積 2,500 平方メートル以上

##### 《対象の地域》

県内全域（ただし、横浜市、川崎市及び相模原市に係るものについては、調整の在り方が異なる部分がありますので、県警本部交通規制課又は、最寄りの警察署へ照会して下さい。）

##### 《調整の警察側受付窓口》

開発行為の場所を管轄する警察署の交通課 交通総務係

##### 《必要書類》

- |                 |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| ・ 位置図           | ・ 建物計画平面図 | ・ 駐車場平面図  |
| ・ 敷地配置図         | ・ 建物断面図   | ・ 駐車場断面図  |
| ・ 駐車台数の計算（根拠）資料 |           | ・ 車両の出入口図 |